

## 千歳市子育てガイド協働発行业務仕様書

### 1 事業名

千歳市子育てガイド協働発行业務

### 2 事業目的

本事業は、妊娠期から中学生までの子どもの保護者を対象とした子育て支援ガイドブック「千歳市子育てガイド」を更新し、子育てに関する多様な情報を一元的に提供する。

### 3 事業期間

協定締結後から令和6年3月31日まで

### 4 規格

- (1) 版型 A4判（縦297mm×横210mm）
- (2) 頁数 表紙等4ページ 本文55ページ程度とする。  
（広告掲載の割合は概ね30%とする）
- (3) 紙質 協定締結事業者と協議のうえ決定する。
- (4) 色質 4色（オールカラー）
- (5) 製本 二つ折り・左開き  
綴じ方については協定締結事業者と協議のうえ決定する。

### 5 費用負担

千歳市子育てガイド協働発行业務に係る企画、編集、広告営業、印刷・製本、納品等に係る全ての経費は、事業者が集める広告収入その他の収入により負担するものとし、千歳市は一切の費用を負担しないものとする。

### 6 業務概要

#### (1) ガイドブックの編集

##### ①作成業務

- ・市が提供した行政情報データ編集  
（文字・イラスト・レイアウト等、校正は3回以上）
- ・イラスト・地図等の作成
- ・表紙及び裏表紙デザインの作成

##### ②掲載内容

- ・千歳市子育てガイド協働発行业務仕様書別紙1「紙面の基本構成等」を参考とし、具体的な構成、掲載内容に関する企画立案を行う
- ・掲載原稿の編集

#### (2) 広告営業

##### ①営業活動

ガイドブック内に広告掲載欄を設け、その掲載のための営業活動を行うこと。また、営業先には十分に説明を行い、広告営業を行うこと。千歳市子育てガイド協働発行业務仕様書別紙2「子育てにやさしい施設一覧」、千歳市子育てガイド協働発行业務仕様書別紙3「ちとせ子育て特典カード協賛事業所一覧」及び千歳市子育てガイド協働発行业務仕様書別紙4「子育てママのおすすめスポット一覧」掲載事業所と広告掲載に関する契約を行う場合は、特段の配慮を行うこと。

- ②広告収入 広告収入については、事業者には帰属し、事業者は編集、広告営業、印刷・製本、配送、納品などの経費に充当すること。
- ③広告範囲 千歳市広告掲載要綱及び千歳市広告掲載基準の規定を遵守し、広告の妥当性に関する審査はこども福祉部広告審査委員会にて行う。
- ④責任 広告営業に関する責任は、告知から契約の一切を事業者の責任において行うこと。
- ⑤その他 掲載の決まった広告は、広告一覧を作成し報告すること。

### (3) 印刷・製本

- ①印刷数 11,000冊/年を3か年  
※世帯数 50,923世帯（令和2年12月1日現在）  
（令和4年度及び令和5年度の部数については市と調整を行うこと。）
- ②発行 年度毎に1回（令和3年度～令和5年度 いずれも6月頃予定）  
（年度毎に情報等の更新を行うこと。）

### (4) 納品

- ①データ 2部（DVD等）  
ガイドブックは市ホームページに掲載可能な媒体（PDF形式等）  
原稿媒体は市システムにて再生可能なもの
- ②納品場所 市の指定場所に納品すること。

### (5) 配布

- ①配布期間 発行日からそれぞれ1年間
- ②配布対象 妊娠した方  
中学生以下の子どもがいる転入世帯  
市内教育・保育施設の利用世帯  
市内子育て関連施設  
子育て関係機関・関連団体

## 7 成果物の著作権

(1) 成果物の著作権は、千歳市が提供する行政情報等は、全て市に帰属し、事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、市の許可を得るものとする。また、事業者が独自に収集した情報や広告の著作権は、事業者には帰属する。

(2) 本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、事業者の負担で著作権処理を行うこと。

なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、事業者が一切の責任を負うこと。

(3) 本事業に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として事業者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、事業者が負担すること。

## 8 その他

(1) 市は、冊子の作成に必要な行政情報を Word や Excel など電子データで提供す

るものとする。

なお、この情報は提供時点で正確なものであることに努め、その責任を負う。

- (2) 発行・内容に関して第三者から苦情等が生じた場合は、直ちに問題解決のために市と事業者それぞれの責任の所在において対応する。
- (3) 協働事業者は、協定期間内において、落丁や乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。
- (4) 全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- (5) 制作に当たり、全般に渡って市と事業者が連絡、調整しながら行うものとする。
- (6) その他必要と認められる事項については、市と十分協議の上、進めること。